

阪神・淡路大震災 15 周年記念・連続講座 「あの日」の衝撃から、その後の「生きざま」が変わった……

阪神・淡路大震災と私のターニングポイント —— 3つのキーワードでたどる

阪神・淡路大震災から、自分のテーマを与えられ、取り組みを続けてきた専門家の証言を、未来の世代へつなぐための連続講座です（2010年4月～12月、全5回予定）。

第2回：災害復興～王道は憲法実践

講師：津久井 進先生 弁護士／阪神・淡路まちづくり支援機構事務局次長
兵庫県弁護士会災害復興支援委員会委員長

キーワード：「支援と法」「憲法の使い方」「災害復興基本法を」

日時：2010年7月6日（火）17：30～19：30 ※参加費無料・事前申込不要、
学外者受講可

会場：神戸大学国際文化学部 B102 教室 ※阪神御影・JR 六甲道・阪急六甲各駅より
神戸市バス 16 系統、「神大国際文化学部」バス停下車。教室の場所は裏面地図参照。

今回は神戸大学 OB である、弁護士の津久井進先生にお話しいただきます。津久井先生は、関東で司法修習を受けていたときに震災発生を知り、「神戸大学学生震災救援隊」に参加し、国際文化学部体育館避難所の風呂たきなどのボランティアや、法律相談活動をされました。その経験が弁護士活動の原点となりました。

その後、2008年11月開催の日本災害復興学会第二回大会で「災害復興憲章」の私案を発表されています。また災害復興と法制度の関係については「王道は憲法実践」と主張されています。

今回は、震災時のボランティア活動、災害復興と法制度の関係、復興に憲法がどう生かされるべきかなどについて、お話しいただきます。みなさん、ぜひお越し下さい。



【講師プロフィール】1969年生まれ。1993年・神戸大学法学部卒業。司法修習生の際に、阪神・淡路大震災に遭遇、「神戸大学学生震災救援隊」「神戸大学法律相談部」とともに被災者の法律相談を受ける活動を行う。この経験をもとに「その人の立場に立って一緒に考える。震災から復興する市民の力になりたい」という基本姿勢で弁護士活動を続け、今日に至る。共著に片山善博・津久井進著『災害復興とそのミッション』（クリエイツかもがわ）など。

主催・問い合わせ：都市安全研究センター学生ボランティア支援室（担当：藤室）

平日 10:00～18:00 TEL:078-803-6256 FAX:078-803-6028

E-mail:svs@port.kobe-u.ac.jp URL <http://www.org.kobe-u.ac.jp/svsc/>

共催：日本災害復興学会

協力：関西学院大学災害復興制度研究所 / 都市生活コミュニティセンター
神戸大学学生震災救援隊 / 神戸大学総合ボランティアセンター

◆災害復興、王道は憲法実践 人権尊重や地方自治重要

阪神大震災が発生した時、震源地から遠い埼玉県和光市の司法修習所の寮の一室で試験勉強をしていました。友人から一報を聞き、驚いてラジオの電源を入れると、「1月17日未明、淡路島を震源とする大地震が発生しました。新しい情報が入り次第、続報します」とのアナウンスが繰り返されるばかり。早速、神戸市内の実家の安否を確認し、阪神間に住んでいた知人らに片っ端から電話をかけ続けました。

午前7時過ぎ、ブラウン管を通じて映し出された映像にぼう然としました。高速道路や駅が倒壊し、住み慣れた神戸の街が変わり果てたことに心を痛めました。「一人の神戸人として現地に駆けつけ、何かをしなければならない」。まるで、沈没船に乗った仲間たちを一人で対岸から眺めているようで、被災者に対して申し訳ないような、罪悪感にさいなまれました。

2月4日になって、ようやく被災地に入り、神戸市東灘区の青木から板宿まで歩き通しましたが、目に映る風景は文字通り想像を絶していました。

中学3年の時、父親の転勤で神戸市須磨区に住むことになり、長田高卒業後、神戸大法学部に進学。「地域に根を張って人の役に立てる仕事に就きたい」との思いから弁護士を志すようになりました。司法試験に合格し、震災の年の4月から神戸の弁護士会に登録することが決まっていた。

弁護士登録から1か月で、被災地の仮設住宅を回り、法律相談を行うようになりました。当時は震災を機に離婚した事件や、解体処理費を巡って被災者をだました詐欺事件など、あらゆる法律問題に震災が絡んでいました。仕事を通じて実感したことは「揺れが怖いのでない。暮らしそのものが壊れてしまうのが震災なのだ」ということです。

災害復興において求められることは、人や生活、人間らしさの復興です。一人ひとりの価値を大切にすることこそが真の復興につながります。震災前のにぎわいが失われた新長田駅前地区の再開発事業が象徴的ですが、街で暮らす人間を中心に考えなければなりません。

鳥取県西部地震を経験した片山善博前知事との共著「災害復興とそのミッション」の中で、私は復興基本法としての憲法の役割について論じました。災害復興での当事者たちの使命は、被災者の活力を引き出し、希望を見いだしてもらうために不安や障害を取り除いて、被災地をできるだけ元の姿に戻すことが肝心です。このことはまさに基本的人権を尊重し、地方自治を実現する、ということです。災害復興の王道は憲法を実践することなんです。

現在、災害復興を考えるうえで一番大切なのは教育だと考えています。今の教育で欠けているのは想像力の育成です。単なるデータだけではなく、一人ひとりの被災者に視点を当てた個別体験を過去の教訓として伝承すべきなんです。

(津久井進)



【会場（国際文化学部 B102 教室）案内】